

無格付け保有地方債等の保有継続・売却に係る  
平成20年度第4四半期の状況及び平成21年度の方針について

1. 平成20年度における保有継続

(1) 無格付け保有地方債の状況(平成21年2月末現在)

自治体	簿価残高 (億円)	時価残高 (億円)	評価損益 (億円)	評価損益率
北海道	6.0	6.0	0.01	0.1%
宮城県	14.1	14.3	0.13	0.9%
千葉県	32.5	33.4	0.96	3.0%
神奈川県	22.7	23.2	0.42	1.8%
長野県	2.0	2.0	0.01	0.3%
京都府	16.3	16.6	0.30	1.8%
大阪府	6.0	6.0	0.02	0.3%
兵庫県	8.3	8.4	0.10	1.2%
熊本県	2.0	2.1	0.02	1.2%
仙台市	10.5	10.6	0.09	0.9%
さいたま市	12.5	13.0	0.48	3.9%
川崎市	16.5	16.6	0.09	0.5%
北九州市	2.0	2.0	0.01	0.5%
13自治体 合計	151.4	154.1	2.64	1.7%

(注)平成21年3月に満期償還となる額を除く。

(2) 依頼格付けAA-未満の保有地方債の状況(平成21年2月末現在)

自治体	簿価残高 (億円)	時価残高 (億円)	評価損益 (億円)	評価損益率
千葉市	13.0	13.5	0.53	4.1%
合計	13.0	13.5	0.53	4.1%

(3) 平成20年度第4四半期

下記理由により、上記14自治体の地方債の保有を継続している。

【保有継続の理由】

平成20年12月末に指定格付機関から地方債勝手格付けを取下げられた上記14自治体が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)(※)の規定により公表した平成19年度決算に基づく健全化判断比率(※)は、全て同法に基づく早期健全化基準(※)未満であり、財政状況が悪化しているとされた自治体はなかった。

(※)財政健全化法に係る用語については、別添1を参照。

## 《参考》

平成21年1月以降、資金管理法人は、上記14自治体について、信用リスクの変動を把握するため、保有地方債の市場利回りの対国債利回りスプレッド(※1)をモニタリングしてきたが(※2)、勝手格付け取下げ前と比較して大きな変動はない。

(※1)「対国債利回りスプレッド」(利回り格差)とは

【国債以外の債券の利回り】と【国債利回り】の差。一般的に、【国債以外の債券の利回り】>【国債利回り】、となり、国債は信用リスクがない債券とされるため、この差が小さいほど、当該債券の信用リスクは低いとされる。

(※2)1自治体につき、残存期間が最も長い地方債銘柄を抽出し、その対国債利回りスプレッドを比較している。

## 2. 依頼格付けを取得する自治体の増加

○ 平成20年9月以降、新たに9自治体が指定格付機関から依頼格付けを取得した(うち、8自治体は県及び政令指定都市であり、これらの依頼格付けは全てAA-以上である(※)。)(別添2参照)。

(※)うち、資金管理法人は4自治体の地方債を保有している。

○ このことから、無格付けの保有地方債についても、今後、AA-以上の依頼格付けを取得する自治体が増えるものと予想される。

## 3. 平成21年度における保有継続・売却の方針

### (1) 指標: 財政健全化法の規定による健全化判断比率

○ 上記2の状況を受け、平成21年度においては、当該無格付け自治体が依頼格付けを取得するまでは、財政健全化法の規定による健全化判断比率を地方債の保有継続・売却の指標とする。

○ また、現在保有している依頼格付けAA-未満の自治体の地方債についても、同比率を保有継続・売却の指標とする。

### (2) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率の公表まで

「無格付け自治体及び依頼格付けAA-未満の自治体」の保有地方債については、当該自治体の財政健全化法の規定による平成19年度決算に基づく健全化判断比率が、同法に基づく早期健全化基準未満であるため、原則として保有を継続する。

### (3) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率の公表後

○ 平成21年度に公表される「無格付け自治体及び依頼格付けAA-未満の自治体」の平成20年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは、当該自治体の地方債については、原則として保有を継続する。

- 早期健全化基準以上であるときは、当該自治体の保有地方債については、監督官庁からの公表情報等を基に、保有継続・売却について、総合的に判断して対応を行う。
- (4)「無格付け自治体及び依頼格付けAA－未満の自治体」が新たに依頼格付けを取得した場合
  - 当該自治体を取得した依頼格付けに基づき、保有地方債の保有継続・売却については、資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」の規定を適用して、対応を行う。

《参考》

第26回資金管理業務諮問委員会(平成20年9月25日)  
「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(抜粋)

6. 今後の無格付け保有債券の売却・保有継続の方針

(1) 資金管理業務諮問委員会の審議

毎事業年度、無格付け保有債券の売却・保有継続の方針について、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとする。

〈以下、略〉

以上